

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置のサンプリング弁において、シートパス（1滴／10秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉隔離時冷却系制御装置の点検時、不具合（レジスターボックス）による修理を契約前に実施したことが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	ほう酸水注入タンク温度検出スイッチにおいて、「低」警報の誤発生が認められたため、当該温度検出スイッチを点検・修理	D	
4	2号機	活性炭ホールドアップ装置2号用空気圧縮機において、ベルトに緩み（7本中2本）が認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
5	2号機	硫酸第一鉄注入配管修理の実施時、配管保温用ヒータに破損が認められたため、当該ヒータを修理	D	
6	3号機	主タービン潤滑油タンク入口流量指示スイッチにおいて、指示不良（スティック）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
7	3号機	硫酸第一鉄注入配管の逆止弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉格納容器ドライウェル機器ドレンサンプリング放射線モニタにおいて、一時的な指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
9	4号機	復水脱塩装置脱塩塔（NO. 3）の再循環取出弁において、手動操作ハンドルの破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
10	5号機	計器設定に関する確認において、燃料貯油槽（軽油）液位他（6台）の計器仕様表記載の計器精度等に誤記が認められたため、対応検討	C	
11	6号機	プロセス計算機のプログラム調査において、プラント性能計算仕様書の熱出力計算に使用するデータ処理方法に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	6号機	タービン抽気系低圧タービン10段抽気ドレン弁（LCV-2-13.50C）において、開閉表示用リミットスイッチの不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
13	6号機	主復水器細管洗浄装置（A1）スクリーン差圧計検出器洗浄弁において、フランジ部にリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	排ガス放射線モニタ試料採取ラック扉において、開操作不良（取手パネの緩み）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	集中環境施設	計器設定に関する確認において、廃棄物処理系シャワードレン液位記録計の計器仕様表記載の型式に誤記が認められたため、対応検討	C	
16	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプリングポンプ（B-B）において、オートベント逆止弁の動作不良による汲み上げ不可が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプリングポンプ（B-A）において、グラウンド部の締め代不足が認められたため、当該グラウンドバッキンを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで